5月28日から毎日曜日

早起き親子の体力づくり教室

積極的な参加協力を

鍛えよう体力づくりで

健康増進に新規事業も開設

毎日曜日の朝を利用して、こどもたちから おとなまで誰でも気軽に参加できる『早起き親子体力づくり教室』やおもに夏休み期間利用の『陸上競技教室』など、市ではははじめてのスポーツ行事が、五月下旬から実施されます。

市教育委員会(社会教育課)では、年ごとに高まってきた市民各層の、体力づくりへの関心と参加要求に応えるため今年度新たに年間継続の新規事業として、一般市民対象の『早起き親子体力づくり教室』を、また、学校体育以外は不振な陸上競技振興と指導者育成、そして選手の競技力向上のための専門的競技教室を開設することにしたものです。

今後これらの行事は市民に定着した市独自のスポーツ行事として永続させたい考えですから、市民各位の積極的な参加協力をお願いします。

なお、学校体育館開放による各種球技や、婦人バレーボールの普及、六月の県民スポーツの日や十月の体育の日を中心とする種目別市民スポーツ行事、八月の町内対抗野球、春秋の市民登山、夏の水泳教室や救急法講習、その他市民マラソンやスキー講習などは昨年どおり実施を予定していますので、その都度それぞれにご参加ください。

◆陸上競技教室（年間三十回程度継続実施）

▽開講式（第一日目）

▽五月二十日（土）午後二時から四時まで＝オリエンテーション、指導者、現役選手による模範演技、参加者トレーニング

▽会場　新津高校グラウンド（雨天のときは一小体育館に変更）

▽参加対象　一般市民陸上競技愛好者、小、中、高校の陸上競技希望生徒

▽内容　競技力の向上強化と指導者育成をはかるため、陸上競技の専門的、系統的実技指導を行なう。

▽指導者　体育指導の専門家

▽参加申し込み　五月十八日まで、社会教育課へ

（小、中学生の参加については父兄の同意書＝様式自由＝が必要）

▽参加者は、スポーツ障害保険（年間掛金は百円）に加入することを条件とします。

―――。―――

◆早起き親子体力づくり教室

▽五月二十八日（日）＝第一日目＝午前六時集合、七時解散＝雨天の場合は次の日曜日（以下順延）

▽会場　一小グラウンド

▽内容　①歩け歩け（散歩）②なわとび、③軽スポーツ、④かけ足（短、中、長距離）＝参加者の体力、希望によって各種目の一つに参加）

▽対象　小、中、高校生、勤労青少年、一般市民（親子歓迎）

▽服装　軽装、運動靴着用

▽指導者　体育指導委員、体育担当教員、スポーツ団体関係者、教委、公民館職員

▽用具は社会教育課で準備

▽申し込みは不用、参加希望者は当日午前六時までに会場グラウンドへ集合のこと。

▽継続参加希望者はスポーツ障害保険（年間掛金百円）に加入のこと、＝当日説明＝

▽詳細は社会教育課へ

丈夫なからだは体力づくりから

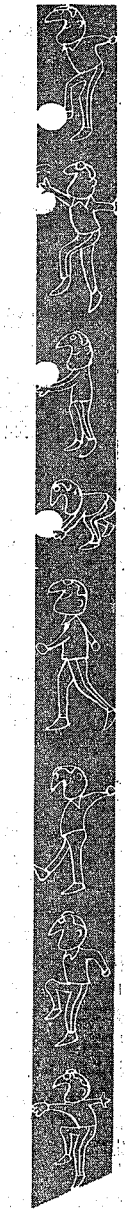

お知らせ

昭和47年度総会において4月1日から次の点が改正されましたのでお知らせします

1. 協会窓口で免許更新時300円を納入されてすでに会員になられた方は準会員になります

準会員の恩典は

(1) 講習会の受講

(2) 免許更新の通知

(3) 無事故運転者の表彰（5年）

ただし支部において毎年「車両分」を納入しておられる方は正会員の扱いとなります

2. 正会員になるには次の手続きを済ませて下さい

㋑免許のみを持っている方は「車両分」年500円を協会窓口又は各支部へ納入して下さい

㋺免許と車を持っている方は「人頭割」年100円と「車両割」（台数による）を協会窓口又は各支部へ納入して下さい

次回の更新からは窓口で会費を納入する必要はありません

正会員の恩典は

(1) 無事故運転者の表彰(7年、15年、25年、30年)

(2) 免許更新の通知

(3) 交通年鑑、機関紙などの配付

(4) 優良マークの交付を警察に推せん

(5) 交通安全旗の配付

(6) 講習会の受講

(7) その他（フイルム等貸出し）

新津地区交通安全協会

市職員を募集

市では次の要領で職員（欠員補充）の採用試験を行ないます。

受験希望のかたは、期限内に市役所総務課へお申し込みください。

▼採用職種と人員

養護教諭……一名

保健婦……一名

栄養士……一名

▼受験資格

募集職種の資格、免許を有する（ただし、養護教諭は看護婦免許所有者でも可）満二十五歳以下の者

▼試験日

第一次＝五月二十一日(日)

第二次＝五月下旬

第二次試験は、第一次試験合格者に限り口述試験

▼受け付け期限

五月十六日（火）

▼その他

くわしいことは総務課人事係りあてご照会ください。申し込み用紙も用意してあります。

（国民年金）

保険料の特納制度

六月三十日まで

今すぐ未納保険料を確かめて

国民年金保険料は、三か月ごとに年四回納めることになっており、七月、十月、一月四月のそれぞれの末日が納期限です。

国民年金の老齢年金は、二十五年以上の期間（昭和五年四月一日以前に生まれた人は生年月日に応じて二十四年から十年間に短縮されています）保険料を納めてはじめて受給の資格が生じますが、この保険料をついウッカリして納め忘れがあったりすると、老齢年金ばかりか障害年金や母子年金など、万一の場合の年金が受けられないこともあり保険料がたまると金額もかさみます。日ごろから納期限内にはキチンと納めておくことが大切です。

あとがない長期未納者

保険料は、納期限から二年を経過すると時効にかかり、納めることができなくなります。そこで一人でも多くの人から年金を受けていただくため、過去時効にかかった期間についても「一月につき四百五十円」を納めると、その空白な部分が埋められる特別な措置が講じられています。その期限は六月三十日までです。こうした機会は、今後とも訪れません。

とくに昭和五年四月一日以前に生まれた人で、保険料の長期間未納のある人は、このまま放置しておけば将来老齢年金を受けられないケースも出てきます。このようなことのないよう、あらかじめ納入計画を立てて市民課の国民年金係へご相談ください。

◇　◇　◇

お知らせ

広報に広告の掲載を希望されるかたは、企画室あてお申し込みください。電話は二局の二一一番です

五月期の福祉年金を受けるみなさんへ

福祉年金（老齢、母子、障害）の五月期の支払い日が近づいてきました。

年金は、五月六日から市内の各郵便局で支払いされますから、受給者の皆さんは、早めに受領のうえ「国民年金証書」を市民課国民年金係へ提出してください。

この「年金証書」の提出がありませんと、昭和四十七年度分の年金を受けることができなくなります。**五月十三日まで**、忘れずに提出しましょう。

なお、この年金を受けている本人や配偶者が、他の公的年金を受けている場合は、その「年金証書」または「保管証」も同時に持参し、係りに提示してください。

5月15日　おきなわ返還（へんかん）の日

新津高校2年　金沢紀美子　（金沢町1）

住みよさをおとどけするグループの
(有)新生工業
新町1（ガス会社前）TEL 2-1873（夜間2-0315）
住宅の工事のことなら大小にかかわらず
なんでもまにあいます。ご用命ください。

電器店の定休日
毎月第1・第3日曜，その他の週の月曜日
5月の定休日1,7,15,21,29日
新津電機商組合